

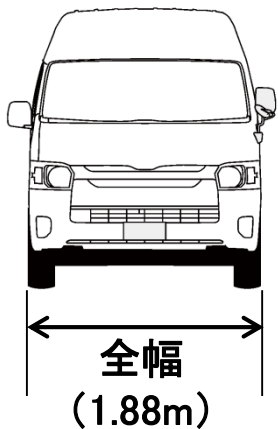
コミセン便の運行ルートと バス停設置場所の考え方について

1. 運行ルートについて

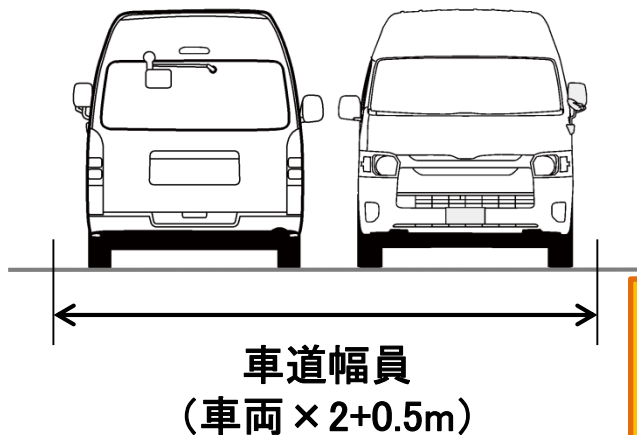
(1) 道路幅員

- 車道幅員は、車両制限令により、相互通行の場合、車両幅の2倍+0.5m（すれ違いに必要な余裕幅）以上が必要。

■ コミセン便
使用車両の車幅



■ コミセン便の運行可能な車道幅員



必要な車道幅員

$$1.88 \times 2 + 0.5 = \underline{4.26\text{m}}$$

↑
すれ違いに必要な余裕幅

(2) 道路形状

- 勾配、隅切り、見通し等について、現地踏査や実車走行を通じて、交通管理者、道路管理者との協議が必要。

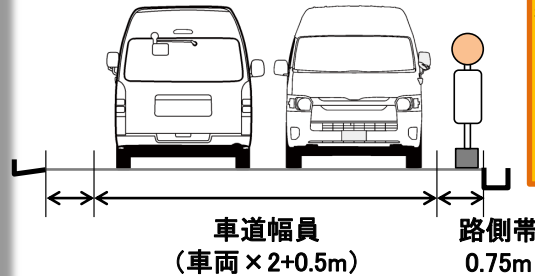
2. 停留所設置個所について

(1) 停留所を設置する場合の道路幅員と規定

- バス利用者の安全を確保するため、原則、歩車道分離されている必要がある。
- 歩道がない場合は路側帯等で歩車道の区分が明確になっており、0.75m以上の幅員を有する一定の面積及び空間が必要である。

■ 停留所設置場所に求められる道路幅員

① 標準的な場合

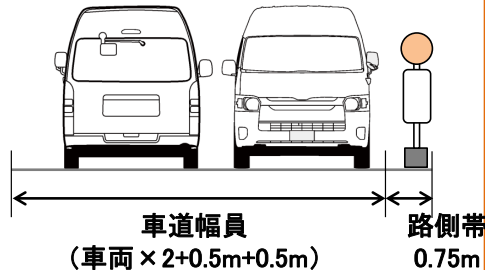


必要な道路幅員

$$1.88 \times 2 + 0.5 + 0.75 \times 2 = 5.76\text{m}$$

↑
すれ違いに必要な余裕幅

② 片側路側帯の場合



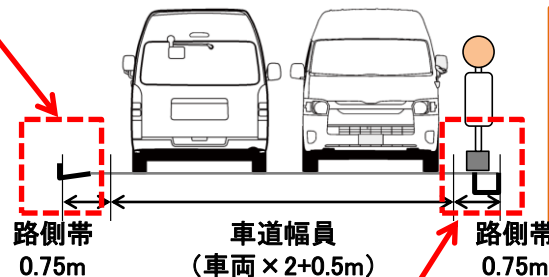
必要な道路幅員

$$1.88 \times 2 + 0.5 + 0.5 + 0.75\text{m} = 5.51\text{m}$$

↑ ↑
すれ違いに必要な余裕幅

↑
路側帯の無い側の側方余裕幅

③ 側溝を路側帯に含める場合



必要な道路幅員

$$1.88 \times 2 + 0.5 + 0.75 \times 2 = 5.76\text{m}$$

↑
すれ違いに必要な余裕幅

L型側溝



路側帯

U型側溝



路側帯

2. 停留所設置場所について

(2) 停留所設置に関する規定

- 特に曲り角、坂の頂上付近、交差点などは道路交通法の適用を受けて、駐停車禁止場所となるため、5m以上離す必要がある。
- ただし、民地や町有地（公共施設）にバス停を設置する場合は、路側帯は必要ない。

■ 停留所設置条件

※新設停留所では、利用者及び通行者・車両の安全性を重視

- ・ 坂道では基本的に設置しない。
- ・ 歩道のない道路（路肩を活用する場合）は、利用者の待機スペース等の考慮すること
- ・ 交差点、道路の曲がり角又は横断歩道から5m以内にバスが停車することとならない路端で、信号機又は道路標識の効用を妨害しない場所に設置する
- ・ 坂道やカーブ等の道路線形の変化点には設置しない
- ・ 沿道の自動車出入口（駐車場やガレージ等）から3m以上の距離を確保する

3. 運行ルートや停留所設置場所における必要な道路幅員

- コミセン便の運行ルートや停留所設置場所において、必要となる道路幅員について、以下に示す。

■ コミセン便の運行ルートや停留所設置場所における必要な道路幅員

車両幅	運行ルートに必要な車道幅員	停留所設置場所に必要な道路幅員	
		片側に路側帯を付ける場合	両側に路側帯を付ける場合
1.88m	4.26m	5.51m	5.76m

※上記の運行ルートの道路幅員や停留所設置における幅員は、あくまで数値上の基準である。実際は、交通管理者、道路管理者等と現場立ち会いを行い、道路形状や線形、交通量等から走行性や安全性を確認し、総合的に判断した上で、最終確定を行う。